

問 題 (25点)

第 1 問

次の各文について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、答案用紙に記入しなさい。ただし、全項目に○または×を記入した場合には、得点はゼロとするので留意すること。

1. 我が国の『企業会計原則』に掲げられている一般原則は、真实性の原則、正規の簿記の原則、資本と利益の区別の原則、明瞭性の原則、継続性の原則、単一性の原則、重要性の原則の7つである。
2. 企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。重要性の原則は、会計処理に関して適用されるものであり、財務諸表の表示に関して適用することは認められていない。
3. 当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられることから、時価をもって貸借対照表価額とする。その場合、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提となる。また、そうした市場でトレーディングを目的に保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理する。
トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る会計処理は、売買目的有価証券の会計処理と類似しているが、それぞれ資産としての形態が異なるものであるため、トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理について、『金融商品に関する会計基準』を参照する必要がある。
4. 同種の物品が多数集まって、一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産に対しては、取替法を適用することができる。取替法は、部分的取替に要する取替費用を収益的支出として処理する減価償却の方法である。取替法の適用が認められる資産は取替資産と呼ばれ、軌条、信号機、送電線、需要者用ガス計量器、工具器具等がその例である。
5. 事業分離前に分離元企業は分離先企業の株式を有していないが、事業分離により分離先企業が新たに分離元企業の子会社となる場合、分離元企業は、個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が受け取った分離先企業の株式の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する。また、連結財務諸表上、分離元企業（親会社）の事業が移転されたとみなされる額と、移転した事業に係る分離元企業（親会社）の持分の減少額との間に生じる差額については、資本剰余金とする。なお、分離元企業は、分離先企業を取得することとなるため、分離元企業の連結財務諸表上、パーチェス法を適用する。

第 2 問

下記の【資料】に基づいて、次の各項目の金額を計算しなさい。なお、解答にあたっては、可能な限り加重平均した割引率を用いて計算すること。また、計算上、端数が生じた場合には、計算の都度千円未満を四捨五入すること。

- (1) X1年4月1日の資産除去債務計上額
- (2) X2年3月期の減価償却費（利息費用を除く）
- (3) X3年3月末の資産除去債務
- (4) X5年3月末における建物の帳簿価額
- (5) X5年3月末の資産除去債務
- (6) X6年3月期の除去に伴う履行差額

【資料】

1. A社は、B社との間に不動産賃貸契約（5年）を締結し、店舗を建設してX1年4月1日から営業を開始した。賃貸期間経過後は現状回復の上、B社に返還することが義務付けられている。
2. 店舗は建物のみであり、取得原価120,000千円である。
3. 減価償却方法は、残存価額をゼロとし定額法を採用している。
4. 店舗建物の除去に必要な将来キャッシュ・フローの見積額と、その時点の割引率は次のとおりである。

年月日	キャッシュ・フロー見積り	割引率
X1年4月1日	12,000千円	4.0%
X2年3月31日	12,000千円	4.0%
X3年3月31日	15,000千円	1.8%
X4年3月31日	15,000千円	1.8%
X5年3月31日	13,500千円	3.0%

5. X6年3月31日において店舗建物の除去に要した費用は14,250千円であった。